

令和3年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年8月3日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第36号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第37号 買受適格証明願について

議案第38号 農地の転用の許可の申請について

議案第39号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第41号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第42号 非農地交付申請について

議案第43号 農用地利用集積計画について

報告

報告第19号 農地の転用のための届出の受理について

報告第20号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第21号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄

7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

23番 中根 浩司

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、17番 片岡 幸雄、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄

33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ  
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平  
主事 栗生 大樹  
農務課 主査 豊田 明都

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め26名、出席は農業委員11名、推進委員1名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは5番の柴田 若江委員と7番の酒井 誠一委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第36号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（靖） 委員：11番 調査日令和3年7月26日。申請書記載事項は真、当事者において合意できており、譲受人が耕作することが確実と認められ、下限面積以上耕作しており、貸し農地又は不耕作地は無く本人が耕作します。地域農業との調和は支障無し、通作距離は0.4km以内で適、譲受後の農業生産は低下しません。問題は譲渡人が相続してから農業ができず15年くらい作っていない田であるということです。譲受人は隣に住んでいる方で現状はよく知っていると思いますが、耕作できるようにするのが大変な状況でしたので本人に確認したところ、自宅の隣であり徐々にやっていきたいと意欲がある方でしたので、総合的に考えて耕作をしていただけるということで、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：12番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、15番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は7月23日となっております。この申請は、譲渡人が高齢で農業に従事することが困難になったため、自宅から勤務先の間申請地があり、また申請地近くに農地を所有する譲受人に所有権の移転を行うものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 37 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(買受適格証明願の申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：1 番 調査日令和 3 年 7 月 23 日。本議案は、農地の競売に参加するにあたり適格者かどうかを証明するもので、譲受人が経営規模の拡大のために競売入札に参加して農地の取得を希望するというものです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地及び貸し農地はありません。営農計画は適切であり、農業保有状況の保有状況及び作業人員から見て効率的に耕作ができることが認められます。現在この土地は譲受人が経営する農地所有適格法人が耕作しておりまして、その他問題となる点は無いと思いますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

2 番、3 番は同じ方からの申請です。1 番と内容と場所も同じでございまして、この方も経営規模の拡大のため競売入札に参加して農地の取得を希望するものです。譲受人の農機具の所有状況を伺ってみますと、田植え機やコンバインを保有していない状況でしたので、稲作作業について確認したところ、現在所有している水田が 438 m<sup>2</sup>あり、田植え稲刈りは知人の応援または作業委託している状況で、水田の管理は自分で行っているとのこと。今回取得を希望する農地も作業委託を考えており、除草や用排水の管理は自らが地域と協力して管理していくとのこと。調査結果を整理しますと、譲受人が耕作することは作業委託の方法を含め確実と認められます。申請理由は適当であり、不耕作地及び貸し農地はありません。地域農業との調和が図られ支障は無いと思います。耕作地までの通作距離は自宅から 5 km 以内で効率的に耕作できる状況と認められます。譲受人の職業は農業以外に自営業を営んでおり、農業生産に支障の無い業種であることを確認していますので、調査員総合意見として可としたいと思います。なお譲受人は現在田と畑を合わせて 1065 m<sup>2</sup>を所有し耕作していますので、適格者の証明をする条件として、申請番号 2 番及び 3 番に係る農地全てを同時に取得し、その取得後において耕作の事業に供すべき農地の合計面積が 30 a に達する場合に限

る条件付きであることを伝えたと、本人も承知をされている事を合わせて報告させていただきます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 38 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：10 番 調査日令和 3 年 7 月 24 日。本議案は、申請者は平成 27 に営農型太陽光発電の一時転用の許可を受けて 6 年間シソを栽培しており、3 年毎の許可の更新を申請するものです。申請者は病気で体が不自由な方で、知人友人に栽培の指導を受けておりますが、シソの収量は現状維持が精一杯で大規模で機械化や集約が進んだ地域の平均単収には達していない状況ですが、申請人は小規模農家の平均単収には達しているということで、豊橋の農業協同組合の方の意見書が添付されていますので、調査員総合意見として可としたいと思っております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 39 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った。)

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：42番 調査日令和3年7月25日。本議案は、譲渡人が高齢で農作業ができない状況で、道路から低い所にあるため湿気で畑としても使い難く、申請地から約500メートルの場所に事務所があり建設業を営んでいる譲受人と話し合いをし、残土置場や工所用資材置場として使いたいというものになります。申請地の状況は荒廃地です。地域農業への影響等及び被害防除等は問題無いと思います。調査員総合意見として可としたいと思います。

木俣 委員：43番及び44番は岡崎市の配水管敷設工事を受注した譲受人が工事の資材置場として一時転用したいということで、2件とも同じ内容になります。調査年月日は令和3年7月25日。申請地の状況は畑で、過去に同じような内容で許可されており、特に問題となる点はありませんでしたので、調査員総合意見は可といたします。

柴田（若） 委員：申請番号45番 調査年月日は令和3年7月30日。本議案は、岡崎市発注の配水管敷設工事を請け負った譲受人が、工事の資材置場として一時転用をしたいものになります。元々は畑でしたが何も作っていない所で、工事現場に近く工事が終わったら原状復帰をするとのこと。特に問題となる点はないと思いますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

神谷 委員：申請番号46番 調査年月日は令和3年7月28日。本議案は、昨年10月2日に農用地区域から除外した場所になります。市外のアパートに家族3人で暮らしている譲受人が、親と相談をして親の土地に分家住宅を建築するものになります。申請地の状況は田となっています。転用の必要性、妥当性、用排水、地域農業への影響及び被害防除等問題ありません。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

申請番号47番 調査年月日は令和3年7月28日。本議案は、自動車整備業を営んでいる譲受人が、資材置場が不足しているため資材置場として利用するものです。地権者は市外の方で、現況は林になっていて地元の人も困っていた状況です。6月に申請がされましたが補正の遅れにより取り下げを行ったもので、改めて申請が出てきました。転用の必要性、妥当性、用排水及び被害防除等問題ありません。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見は可といたします。

中根 委員：申請番号48番 調査年月日は令和3年7月31日。本議案は、残土処分先を探していた譲受人が、高低差があり土砂の搬入が可能で土地所有者と利害が一致したため残土処分場として一時転用したいものになります。申請地の状況は畑で、地主は小さな田を残土で埋めて耕作しやすくして農業をしたいとのこと。転用の必要性、妥当性、用排水及び被害防除等問題ありません。その他問題とな

る点はありませんでした。よって、調査員総合意見は可といたします。

成田 委員：申請番号 49 番 調査員の中野委員が本日欠席されているため、10 番の成田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 23 日となっております。この申請は、昭和の初め頃から利用している農家住宅の通路の一部が、譲渡人の所有する畑に越境していることが判明したため、是正のため申請をするものとなります。申請地の状況は農家住宅の通路敷地となっており、始末書が添付されています。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

二村 委員：申請番号 50 番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15 番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 24 日となっております。申請地南側に住宅の建築を予定している申請者が、宅地内では駐車場の確保が難しいため申請地を駐車場として転用するものです。申請地の状況は不耕作地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 51 番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、15 番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 23 日となっております。この申請は、市発注の下水道管渠築工事の受注した事業者が条件に合う土地が見つからないため、申請地を一時転用して資材置き場として利用したいという申請です。申請地の状況は荒地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 40 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 4 件説明

を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 10 番、11 番は同じ方の申請ですので一緒に説明をいたします。調査年月日は令和 3 年 7 月 23 日です。被相続人の配偶者が相続するにあたり、10 番は自分で耕作し、11 番は市民農園の特定貸付けをするとのことで、何ら問題は無いと思いますので、調査員総合意見としては可としたいと思います。

鈴木 (要) 委員：申請番号 12 番、13 番 調査員の柴田委員が本日欠席されているため、8 番の鈴木が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 25 日となっております。申請番号 12 番、13 番は実質同一の案件ですので併せて説明いたします。この申請は被相続人から農地を相続し、申請番号 12 番については相続人が自作をして、申請番号 13 番については相続人が農地中間管理機構の転貸で特定貸付を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について相続人が耕作を行っていることが確認できています。圃場もよく管理されているとのことです。よって、調査員総合意見としては可とします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 41 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

成田 委員：申請番号 7 番 調査年月日令和 3 年 7 月 31 日。畑として耕作していたが病気で農業が出来なくなったことによる申請です。本人に聞き取りをして経営主として耕作をしてきたことを確認しております。農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

申請番号 8 番 調査員の高木委員が本日欠席されているため、10 番の成田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 26 日となっております。この申請は、申請者が病気のため農業に従事することができなくなったことによるものです。申請者本人に聞き取りを行ったところ、経営主として耕作を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 42 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見を願います。

石川 委員：11 番 調査年月日は令和 3 年 8 月 2 日。2 代前までは農業をしていたが 40 年以上が経ち完全に山林化して、機械も入ることができない状況でした。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可とします。

近藤 (靖) 委員：12 番 調査年月日は令和 3 年 7 月 27 日。周りが全て山で昭和 55 年頃から作物を作っておらず山林化していて、とても耕作できない状況でした。他の農地への影響もありませんので、調査員総合意見として可とします。

13 番 息子が親から相続で取得した土地ですが、昭和 60 年頃から耕作せずそのまま、現状は竹藪と雑木が生えていて農地として復元できない場所です。他の農地への影響もありませんので、調査員総合意見としては可とします。

酒井 (誠) 委員：14 番 調査員の高木委員が本日欠席されているため、7 番の酒井が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 7 月 25 日となっております。現地を確認したところ申請地は山林化しており、今後農地として利用することは不可能な状況であったとのこと。よって調査員総合意見は可となっております。



会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地として認定し通知するものいたします。次に議案第 43 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 43 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地の転用のための届出の受理について

8 件

農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	39 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	2 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 12 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（5 番）

岡崎市農業委員会委員（7 番）